

平成28年度秋田県包括外部監査報告書の概要

第1 監査の対象

「秋田県の学校教育振興に関する事務について」

【選定した理由】

秋田県教育委員会では、平成27年3月に、平成27年度から平成31年度までを対象とした「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」(以下、「第2期基本計画」という。)を策定し現在推進している。この第2期基本計画では、第1期基本計画において掲げた「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」という教育の姿の実現に向けて、引き続き各種取組を進めるとしている。秋田県では、この第2期基本計画の実現に向けて毎年度実施計画を策定し、その成果と課題を踏まえ次年度の取組を進めることになっている。平成27年度は、まさに当該第2期基本計画の実施初年度であり、その着実な実施と成果の実現が求められることになる。

以上から、秋田県の学校教育振興に関する事務について検討することは重要であり、また、過去に秋田県の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、平成28年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し選択した。

なお、秋田県が行っている教育振興に関する行政は、幼稚園・保育所推進、義務教育、高校教育、特別支援教育、生涯学習、保健体育、文化財保護等に分けられるが、今回の包括外部監査では、学校教育を中心に監査を実施し、必要によって他の分野も対象とすることとした。

第2 監査結果総括と監査対象事業

課別の指摘事項数と意見数は以下のとおりである。

課名	指摘事項数	意見数	合計
I 教育庁総務課	2	6	8
II 義務教育課	0	5	5
III 高校教育課	6	21	27
IV 保健体育課	1	7	8
合計	9	39	48

(注) 監査対象が複数課に及ぶものについては、便宜上教育庁総務課に分類している。

監査対象とした事業及び平成 27 年度の決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事業	事務事業等	平成 27 年度 決算額
総務課	教育委員会費	教育委員報酬	10,476
		教育委員会開催経費等	1,710
	事務局管理費	学校ネットパトロール事業	6,480
		広報費	1,072
		表彰費	240
		教育庁職員赴任旅費	2,072
		事務局運営管理費	20,176
		事務局運営管理費（施設整備室分）	88
	私立学校運営費補助金	一般補助	839,061
		過疎地域私立高等学校特別補助	12,004
		あきた私学魅力アップ支援事業費補助	3,949
		日本私立学校振興・共済事業団補助	24,908
		私立学校教職員退職金積立補助金	52,858
	教育助成費	育英事業助成費	158,539
		計	1,133,632
義務教育課	教育指導費	学校事務センター支援事業	103,574
		不登校・いじめ問題等対策事業	71,106
		学校アシスタント配置事業	20,000
	教職員費	少人数学習推進事業（小学校）	55,190
	教職員費	少人数学習推進事業（中学校）	255,211
		計	505,081
高校教育課	学校運営費	高等学校運営費	1,688,619
		地域生徒指導推進事業	1,402
		高校生未来創造支援事業	86,752
		「未来のあきたを創る」人材育成事業	91,076
		あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業	151,847
		スーパーグローバルハイスクール事業	9,353
	高等学校学習環境等整備事業	専門高校等実習設備充実事業	29,335
		県立学校 ICT 活用推進事業	66,402
		新設統合高等学校等初度調弁費	194,525
		計	2,323,578
保健体育課	学校保健及び学校安全管理事業費	学校保健・学校安全管理事業	232,990
		学校安全推進事業	4,129
	学校保健及び学校給食管理事業費	医療費補助金	1,566
		学校保健・学校給食管理事業	4,269
		安全・安心のための学校給食環境整備事業	7,853
		健やか秋田っ子育成支援事業	3,272
	体育振興推進事業費	体育振興推進事業費	1,095
		スポーツ王国創成事業	14,806
		生きる力を育む体力づくり事業	1,318
		平成 27 年度全国中学校体育大会開催事業	8,000
		計	279,299
		合計	4,241,591

第 3 監査の結論―課別―

I 総務課

1. 教育委員会費（教育委員報酬、教育委員会開催経費等）

指摘事項 I-1	教育委員会会議録の公表等について 平成27年において、教育委員会会議録は開催後概ね2か月以内に公表されていた。ところが、平成28年4月19日以降当該ホームページでの公開が行われていない。今般の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正の1つとして「会議の透明化」が挙げられている。県においては、これまで会議録をホームページに公表しており、「会議の透明性」の観点からその目的を法改正に先立って実施してきているところであるが、法改正後逆に公開の遅延または非公開とされている。 改正法の趣旨に従い速やかに、従来通りの公開をされる必要がある。
意見 I-1	教育委員会会議の公表効果の促進について 教育委員会の意思決定の過程は、一般に、首長や議会に比べ住民から見えにくいとされており、教育委員会の会議の公開を徹底することが期待されている。会議の公開については、平成13年の地教行法改正により、すべての自治体に義務付けられたが、傍聴者の数が少なく、公開が地域住民の理解に十分に結びついていないのではないかとこの指摘がされている。これに対応するため、会議開催予定を積極的に広報するとともに、開催時間（夜間開催等）や開催場所について、地域住民ができるだけ傍聴しやすいよう配慮することが求められる。 また、住民公聴会の開催や移動教育委員会会議の開催などにより、地域住民の意向把握のための工夫を更に実施することが望まれる。 さらに、教育委員自ら資質を高める機会を設けるために、県教育委員と市町村教育委員との情報交換・研究協議の場が確保されるよう、更なる積極的対応が望まれる。
意見 I-2	教科書採択の公正確保について 他県でも同様の事例は多発しているが、県においても教科書会社が検定中の教科書を教員に閲覧させる等の問題が生じている。報道によれば、県内で30人の現職教員が4社の教科書を閲覧し、うち25人の現金の授受が確認されている。 今後も事前のリスク回避策を講ずることが望まれる。

2. 事務局管理費

指摘事項 I-2	業務委託契約書の改善について 「学校ネットパトロール業務委託契約書」の記載事項について以下の点を改善する必要がある。 ① 第13条(著作権等の取扱い)については、著作権その他の権利が生じたときには、甲(貴県)に移転しなければならないとされているが、著作権のうち著作者人格権については、一身専属的権利であることから、移転することはできない。これについては、「著作権その他の権利(著作者人格権を除く。)が生じたときは、、、」とすべきである。 ② 合意管轄の規定が含まれていない。「甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、秋田地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。」と記載すべきである。 なお、これらは、他の契約書についても留意すべき事項である。
意見 I-3	学力と家庭環境との関係の調査について 平成28年の「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)の結果が発表され、県は昨年まで9回連続で最上位級の成績を残してきた。小学校の国語Aと算数A、Bで石川県にトップを譲ったものの、小中の全科目で上位を維持している。そのため、全国各地から秋田県の教育方法を学ぼうと学校関係者が訪れているのは周知のとおりである。 これに対して、毎年、実施される全国学力テストでは、秋田県は良い結果を残しているが、大学進学率の向上に結び付いていないという意見も各所から見られる。一方、これに対して、県は「受験学力にとどまらない、真の学力向上」を強調している。 県としては、経済格差と教育格差が注目されていることもあり、各種先行研究事例等を参考として、政策の妥当性を担保するために長期に渡る科学的な研究を詳細に行い、その結果をより効果的な施策に役立てるべきである。

3. 私立学校運営費補助金

意見 I-4	魅力アップ補助の内容及び効果の公表について 秋田県内の私立学校(高等学校)の入学者が減少し続ける中で、魅力アップ補助は少ないながら継続して実施されてきた。しかしその内容については、一部各交付先の事業報告等に含まれるものの、交付主体つまり県によるホームページ等による公表も行われていない。 本事業は一定の評価がされる事業であることから、積極的に内容を公表するとともに、当該事業の成果についても評価を行うことが透明性の観点から必要である。
意見 I-5	私立学校運営費補助金交付要領等の見直しについて 当該補助金の支出根拠は直接的には「私立学校運営費補助金交付要領」(以下、「要領」という。)が根拠となる。 補助金である以上、一般的に交付先が当該要領の趣旨に反する使用を行うリスクは常に存在する。これに対して、当該要領においては、補助金の減額等の規定(第1章第7)が定められているのみで、趣旨に反する使用をされた場合の返還規定が定められていない。 交付要領等では返還規定を含めるのが一般的であり、県においても同様の対応がなされることが望まれる。 また、当該返還規定を担保するためにも、財務書類等の調査権限を付与することも検討されたい。

4. 教育助成費（育英事業助成費）

意見 I-6	学生寮の運営について 現在、学生寮(東京寮及びビューリー千秋)の運営は、秋田県育英会が行っているが、女子寮であるビューリー千秋については80人の定員のうち平成27年度の利用者は37人と半分以下にとどまっている。 利用率が低い理由としては、アルバイトやゼミ、サークル活動が活発となる3年生以降の退寮者が多いことや、修学期間が2年間の短大生がいることその他、川崎市ということで都心から離れているイメージがあることも原因の一つであるとのことである。 地方から出てくる学生は、単に勉学のために大学への往復をするだけでなく、安全で、楽しい学生生活を望むはずである。実際、当該地域は決して不人気となるような地域ではなく、施設自体の住環境や賃料も望ましい形と言える。むしろ、生活のしやすさ等のアピール度を高めることで、課題は解消に向かうのではないかと考えられる。 秋田県育英会のホームページの改善を図るとともに、県と協調して広報活動を広く行い、改善すべき点があれば速やかに改善する等により、貴重な資産の利用効率を高める努力を続けることが望まれる。
-------------------	--

Ⅱ 義務教育課

1. 学校事務センター支援事業

意見 Ⅱ－1	センターの縮小と今後の対応について 本事業は、事務の効率化と事務職員のスキルアップを図るとともに職員数の縮減を進めるため、小規模の学校を対象として一定地域内で拠点校を定めて事務職員を集中配置するものであるが、市町村合併後の学校統廃合によりセンターの解消が相次いだことから、今後センターの新規拡充は原則として行わないこととしている（平成28年度は11地区）。 一方、現状ではセンターと学校事務の共同実施という2つの仕組みが存在しているが、今後センターの縮小さらには廃止が予想される状況においては、費用や執行体制というセンターのメリットやノウハウをいかにして学校事務の共同実施に組み込むかがポイントとなる。 このことについては、センターに配置されている統括事務長が学校事務の共同実施の研修会にアドバイザーとして参加しているほか、実際に共同実施に加わって活動しているセンターもあり、また、センターで培ったノウハウを学校事務の共同実施に取り入れつつ、学校事務の共同実施を円滑に行うため、統括事務長に代わる新たな職の設置等について検討を進めているとのことである。 以上の対応も含め県においては、センターの縮小が進む可能性がある中で、そのメリットやノウハウをどのように活用していくかについて十分留意していく必要がある。
-----------	---

2. 不登校・いじめ問題等対策事業

意見 Ⅱ－2	スクールカウンセラーの配置と留意点について 本事業は、悩みや不安を抱えた児童生徒等に対して適切な支援ができるよう、地域や学校の実情に応じてスクールカウンセラー（以下「SC」という。）や心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等を配置する事業である。 生徒数合計と配置校数のバランスにばらつきがみられるなか、配置中学校区内の各小学校に対して、同水準のサービスを提供していくことについては、今後も十分に配慮していく必要がある。この点、たとえば、県内の臨床心理士の数が少ないため配置校数を増やすことは困難な状況であることから、SC配置校に対しては、学区内の小学校での活用も含め、SCの効果的な活用を要請している。 このような要請は必要なことではあるが、これら関係者に過度の負担を強いることのないよう十分に配慮することが重要である。広域カウンセラーやSCについては、非常勤職員としての立場上、得られる報酬と実施すべき業務との間のバランスが適切かどうかについては、今後も、学校だけではなく、県教育委員会も十分に留意しておく必要がある。
-----------	--

3. 学校アシスタント配置事業

意見 Ⅱ－3	学校生活適応支援員の配置基準について 本事業は、小1プロブレムの発生を未然に防止し、小学校生活への適応や望ましい学習集団の形成を図るため、各市町村立小学校に非常勤職員である学校生活適応支援員を配置して、学級担任をアシストするものである。県の財政状況を踏まえると、学校生活適応支援員の人数に上限を設定することはやむを得ず、その場合に優先順位を付けることもやむを得ないと考える。ただし、優先順位を付けるにあたってはその基準をあらかじめ明確にしておく必要があるが、平成28年度学校アシスタント配置事業実施要項を見る限りではそのことが明確になっているとは言い難い。 学校アシスタント配置事業は平成27年度から開始された事業であり、今後、様々な見直しがなされるものと思われるが、現状においては、配置校の選定基準の明確化を図ることが必要と思われる。
-----------	--

4. 少人数学習推進事業（小学校）

意見 Ⅱ－4	30人程度学級の実施について 秋田県はこれまで、1クラスの人数を40人程度から30人程度へと少なくする「少人数学級」と、20人程度の学習集団による「少人数授業」を柱とした少人数学習推進事業を推進している。県内の平成27年5月1日時点の公立小学校212校について、学年ごとにクラスあたりの児童数を算出したところ、クラスあたりの児童数が33人以上となっている(6年生は除く)小学校が65校106学年存在している。クラスあたりの児童数が33人以上となっている学年があるのは、これらが「1学級増としたとき、25人以上の学級を含む学年は学級増とする」という基準に合致しないためである。少人数学習推進事業についてはこれまで十分な成果をあげていると考えるが、30人程度学級の実現に関しては、上記の状況を見る限り、更なる改善の余地があると考ええる。
-----------	---

5. 少人数学習推進事業（中学校）

意見 Ⅱ－5	30人程度学級の実施（中学校）について 本事業では、少人数学習を実施するために非常勤講師を配置する事業を行っている。県内の平成27年5月1日時点の公立中学校117校について、学年ごとにクラスあたりの生徒数を算出すると、26校32学年のクラスあたりの生徒数が34人以上となっている。クラスあたりの生徒数が34人以上となっている学年があるのは、これらが「1学級増としたとき、25人以上の学級を含む学年は学級増とする」という基準に合致しないためである。県においては、公立中学校に関しても、少人数学習推進事業は十分な成果をあげていると考えるが、30人程度学級の実現に関しては、上記の状況を見る限り、更なる改善の余地があると考ええる。
-----------	---

Ⅲ 高校教育課

1. 高等学校運営費

指摘事項 Ⅲ－1	委託業務の報告書等の未提出や不備について 今回の監査で閲覧した委託契約に関する書類において以下の不備があった。 ALSOK 秋田株式会社との県立学校警備委託契約では、委託先は業務計画書や業務責任者通知書、委託業務完了届などの書類を県に提出することとなっているが、業務担当者の経歴書の一部(業務実施体制のうちガードセンター担当者分)と毎月の警備報告書の一部(異常等がなかった日分)が未提出であった。 青森総合警備保障株式会社やセコム株式会社との県立学校警備委託では実施体制・組織図、担当者の経歴書が提出されていなかった。 明德館ビル清掃業務委託契約では、定期清掃として、床面清掃・ワックスがけを年 3 回、カーペットクリーニングを年 1 回、窓ガラスの清掃を年 2 回実施することとなっているが、提出された清掃管理日報では定期清掃の欄に実施の記録がなかった。別途、定期清掃の作業実施報告書は提出されているが、実施状況を示す写真の一部が 2 回にわたり重複して使用されていた。また、清掃管理日報では特記仕様書で記載が求められている業務人数や開始・終了の時間についての記載もなかった。 県は、委託先が業務実施の体制を整えていることを事前に把握するとともに、仕様書に沿って業務が適正に行われたことを確認する必要がある、委託先に対して、経歴書や報告書など、仕様書で定められている書類を正しく作成し、漏れなく提出するように求めるべきである。
指摘事項 Ⅲ－2	県立学校警備委託に係る窃盗事件への対応について 平成 27 年度に県立学校警備委託の委託先の一つである ALSOK 秋田株式会社の警備担当者による窃盗事件が発生しているが、その後の県の対応についてはいくつかの疑問が生じてくる。具体的には、平成 27 年度の契約は継続され、問題なく履行されたとして契約金額が支払われていること、平成 28 年度も同社と単独随意契約が締結されていることなどである。 本来、事件発生後、同社から再発防止策の文書が高校教育課に提出されていることから、再発防止策が実際に行われているかどうか、組織全体に適用される仕組みとなっているか、新たな不祥事は生じていないかなどについて確認をする必要がある。 また、平成 27 年度の契約の履行確認時及び平成 28 年度の契約締結時に、今回の事件の概要や経緯とともに、再発防止策の実施状況の確認結果などを記録し、契約が適正に履行されたこと、あるいは引き続き契約しても問題がないことなどについて、県としての判断を説明しておくべきである。 県は委託業務に係る不祥事等が発生した場合はそれを踏まえた適切な対応を行う必要がある。

意見 Ⅲ－１	学校再配当の経常経費予算について 高校教育課は、各学校のニーズに対して、一定程度公平に予算を再配当できているかどうかについて、常に留意する必要がある。各学校の状況の変化に伴う経常的な必要額の変化に対して特別経費で対応するのではなく、経常経費の見直しで対応できるようにすることが重要である。これまでは各校から提出された決算調書を分析等で利用されていないようであるが、今後は予算資料や決算調書のデータを活用して、予算と決算の乖離状況や学校間の差、それらの経年的な傾向などを分析したり、各校の事情を個別に確認するなどの作業を行っていくことが求められる。前年度ベースの予算編成を継続するにしても、予算決算の分析結果などを十分に踏まえ、より一層、公平性に留意した経常経費の再配当となるように継続的に取り組んでいく必要がある。
意見 Ⅲ－２	学校再配当の特別経費について 特別経費は、毎年度の執行額に大きな変動があったり、不測の事態により必要となる経費を経常経費予算の中で区別して予算配当しているものである。今回の監査では、高校 48 校から高校教育課に提出された決算調書により、特別経費の執行状況を確認したが、一部で特別経費の対象となる事項とは異なる計上が認められた。 今後、特別経費の趣旨や経常経費との違い、これまでの執行の実態、各学校のニーズなどを確認した上で、各校間の予算再調整や補正予算による対応可能性を含めて検討し、特別経費の対象範囲の設定と予算再配当の運用などを見直す必要がある。
意見 Ⅲ－３	私費会計負担軽減修繕の項目設定について 各学校に再配当される高等学校運営費の一般需用費・修繕料の中に「私費会計負担軽減修繕」という項目が設定されているが、当該項目の内容は他の通常の修繕と変わりはなく、また、他の修繕項目でも特別経費が計上されているため、特別経費による修繕の項目でもない。さらに、本来私費会計が負担すべき修繕といった誤解を生じかねない項目名である。したがって、他と区別して本項目を共通して設定する必要はないと考えられるため、適宜、見直す必要がある。
意見 Ⅲ－４	各学校における予算執行の経済性について 高等学校運営費は 16 億円を超えるまとまった金額であり、その執行に当たっては経済性に十分留意する必要がある。 各校の経費の執行状況を全体的に見て分析できるのは高校教育課だけであることから、十分に執行状況を分析し、さらに分析結果を十分に踏まえ、各校の状況に応じた経費削減等に向けて指導や助言あるいは対策を行っていく必要がある。 また、高校教育課からの周知や指導も必要ではあるが、各学校や各教職員が経費節減に向けて主体的に取り組むことを促すような仕組みも考える必要がある。
意見 Ⅲ－５	県立学校警備委託の長期継続契約について 県立学校警備委託では、地方自治法施行令第 167 条の 17、及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、長期継続契約を適用している。

意見 Ⅲ-5	一方、平成 19 年 3 月 15 日付の総務企画部長・出納局長通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」では、役務の提供を受ける契約の契約期間は原則として 1 年とするとされている。 県立学校警備委託もこの原則に沿って 1 年としているが、機械警備のために特定の業者と毎年度単独随意契約を締結せざるを得ない状況では、受注機会の均等や実質的に業者間の競争性の確保は難しい。単独随意契約にあたっては、改めて経済性の観点から 1 年間の契約とするか複数年の契約とするかについて検討することが望ましい。
-----------	---

2. 地域生徒指導推進事業

指摘事項 Ⅲ-3	事務局校への予算再配当について 本事業の予算は、9 つの地域生徒指導研究推進協議会(以下、「協議会」という。)に対して直接支出するのではなく、各協議会の事務局を行っている高校(以下、「事務局校」という。)に対して再配当し、執行する形をとっている。 事務局校であるかどうかを問わず、協議会としての活動は一体的なものであり、地域生徒指導の活動を推進するという本事業の目的を効果的、効率的に達成するためには、本来、協議会に対して支出すべきである。現状の仕組みは実態に即していないため、高校教育課としては支出先などについて見直す必要がある。
-------------	--

3. 高校未来創造支援事業

意見 Ⅲ-6	予備校の講師派遣委託について 県は、地域医療を支えるドクター育成事業や確かな学力育成推進事業における、メディアカルセミナー、数学・英語・理科ハイレベル思考力養成セミナー、進学コース別ハイレベル講座の実施に当たって、大手予備校から講師を招聘している。 いずれも単独随意契約である。単独随意契約により継続して同じ予備校から講師を派遣してもらい、県内の受験事情や経年的な傾向を踏まえて指導してもらうメリットは理解できるが、大手予備校あるいはその中でも校舎や講師によって指導に特徴があると考えられるため、たとえば、数年に1回は他の予備校からも講師や授業に関する提案書を提出させ、内容を比較検討したうえで、随意契約を結ぶなど、契約先や業務内容が固定的にならないように注意することが重要である。
意見 Ⅲ-7	事業への参加状況の分析と対応について 高校未来創造支援事業の各事業がねらいどおりの成果をあげるためには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価分析し、それを踏まえて翌年度以降の参加対象範囲や募集方法、事業の内容などを改善していくことが重要である。事業への参加状況の分析と対応について、より一層きめ細かく行っていくことが望ましい。

意見 Ⅲ－８	学校別政策経費予算の執行状況の把握について 高校生未来創造支援事業の予算は、下位の事業についてまで個々の予算の積み上げが行われているが、決算額についてはキャリア教育総合推進事業、地域医療を支えるドクター育成事業、確かな学力育成推進事業の３つの事業までの把握にとどまっている。高校では、財務会計システム以外に手元の資料として事業別の再配当予算とその執行状況がわかるように記録している例も見られた。事業別の執行額の集計や報告が各学校の事務負担とならないように留意しつつ、事業別の執行額を正確に把握していく必要がある。
-------------------	---

４．「未来のあきたを創る」人材育成事業

意見 Ⅲ－９	キャリア教育総合推進事業の活用について 本事業はキャリアアドバイザーや就職支援員といった人を配置して、キャリア教育の推進や進学・就職の支援を行うものである。 キャリアアドバイザーや就職支援員を配置している学校でも１０事業中２事業のみの参加が２校、３事業のみの参加が７校あることを考えると、必ずしもキャリアアドバイザーや就職支援員の配置がキャリア教育関連の事業の活用につながっていない面も見られることに注意する必要がある。今後、事業への参加の少ない学校の事情を確認するなど、状況の確認は必要である。その結果を踏まえて、メニューの提供と人の配置が一体となって効果的なキャリア教育推進や進学・就職支援となるように、引き続き必要な措置をとっていくことが求められる。
意見 Ⅲ－１０	県内就職率について 本事業の就職支援員配置の目的は、県内企業の求人を掘り起こすとともに生徒や保護者等にその情報を提供することなどの就職の支援であるが、県内就職率は目標を下回っているため、その達成に向けて積極的に取り組む必要がある。また、県内就職率がなかなか上昇しないのであれば、その理由を分析するとともに、従来とは異なる領域の求人を開拓したり、情報提供の方法を変えるなど、試行錯誤を続ける必要がある。 大学卒業後の県内への就職についても県内就職率の向上と同様の効果が得られるはずであるため、可能な範囲で関連のデータを収集・分析し、キャリアアドバイザー等の取組に生かしていくことも必要である。

5. あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業

意見 Ⅲ－11	事業への参加状況の分析と対応について 本事業はグローバル社会で必要な英語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成することが目的であるが、各事業がねらいどおりの成果をあげるためには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価し、分析していくことが重要である。より一層きめ細かな事業への参加状況の分析と対応が望ましい。
意見 Ⅲ－12	学校別政策経費予算の執行状況の把握について 政策経費予算の執行額は、小中高授業改善推進事業、教員の授業力向上推進事業、英語を学ぶ環境整備事業の3区分までの把握にとどまり、それよりも下位の事業や取組等に関する決算額は把握できていない。政策経費の事業を取りまとめる高校教育課としては各事業の執行額を正確に把握する必要がある。事業ごとに、当初予算が妥当であったか、執行率はどうか、不用額が生じていないかなどを確認し、翌年度以降の予算編成に反映させる必要がある。
意見 Ⅲ－13	指標の取り扱いについて 基本計画を踏まえて具体的な方向性を示した「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業アクションプラン」は平成29年度が最終年度となるため、現在、これまでの振り返りが行われている。全体的に比較的順調に進捗したようであるが、次のアクションプランに向けては、限られた予算の中で、より一層効果的、効率的に目指す方向への推進や目標の達成を図ることができるように、推進指標や目標管理指標についても、それぞれの指標の持つ特性や目標達成の意味を十分に検討した上で目標を設定し、効果的に取り組みを行うことが大切である。

6. スーパーグローバルハイスクール事業

意見 Ⅲ－14	事業のトータルコストの把握について 秋田南高校では、スーパーグローバルハイスクール事業の支出の一部が政策経費としての本事業ではなく、高等学校運営費の特別経費として計上されていた。国との委託契約に関連した支出を特定し、国への請求額を把握する意味では正しい処理であるが、事業に係る実際のコストが決算額として表れていないこととなる。 各事業の実績や成果を評価するうえでコストの正確な把握は不可欠である。国への請求額とは別に事業のトータルコストを把握するか、あるいはスーパーグローバルハイスクール事業を県の一般財源も含んだ形で執行するなど、工夫の余地がある。
------------	---

7. 高等学校学習環境等整備事業

指摘事項 Ⅲ－4	契約先からの報告について 県は東日本電信電話株式会社と県立学校学習ネットワークシステムセンターサービスシステムに関する契約を締結しているが、平成27年7月から9月の3か月分は通常の報告書式とは異なり、限定された情報のみの報告となっていた。当該3か月分については仕様書どおりのサービスが提供されたことを示す報告が十分に文書化されておらず、県は契約の履行を確認する十分な根拠を受領していないことになる。契約先としては通常の集計情報を取得できない事情はあったとしても、県は履行確認に資する代替の情報や文書を提出を求めるべきである。
意見 Ⅲ－15	保守業務委託の対象サーバについて 県立学校学習ネットワークシステムサーバ保守業務委託では、各高校にあるサーバの運用サポートや障害対応などの保守業務を外部に委託している。ほとんどの学校は業務サーバ1台と学習サーバ1台の計2台であるが、湯沢翔北高校では2高校の統合の際にサーバを引き継いだため2台ずつの計4台となっている。但し、湯沢翔北高校が他校に比べてデータ量が突出して多いとは考えにくい。今後、各学校のサーバの更新などの際には、サーバの配置について、システムの効果的な運用だけでなく、公平性や経済性の観点からも十分に検討することが望ましい。
意見 Ⅲ－16	パソコン等の整備・更新計画の策定について 県立学校ICT活用推進事業では高校の情報教室等のパソコンの整備や更新を行っているが、実際の整備・更新については高校教育課が要求したとおりには実施できていない。その理由としては予算上の制約以外にも予算要求の資料自体やその根拠の示し方にも課題があるように思われる。単に単年度ごとの予算要求資料ではなく、各校の利用実態やニーズ、そしてあるべき姿を踏まえて、中長期的な視点から最低限整備しなければならない内容と時期を定めた計画を策定することが不可欠であるとする。
意見 Ⅲ－17	事業のトータルコストの把握について 県立学校ICT活用推進事業の平成27年度の決算額は66,402千円であるが、県立学校学習ネットワークシステムの運用上必要な通信料である「県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料」は、この事業とは別に高等学校運営費の経常経費として計上されており、これを加えると決算額は76,848千円となる。 特に政策経費の場合、その実績や成果を評価する上で、コストの正確な把握は重要となるため、同じ政策目的を達成するために支出される経費についてはできるだけまとめ、事業のトータルコストが正確にわかりやすく表示されるようにすることが望ましい。

8-3. 学校徴収金等について

指摘事項 Ⅲ-5	学校徴収金に関する不正と今後の対策について 秋田県教育委員会は、それまでに発生していた職員による不正に対処するため、平成20年に「県立学校私費会計事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)を作成したが、それ以降も平成28年11月の事例等、職員による不正事例が複数発生している。今回の事故を受け、県教育委員会としては、すべての高等学校に対して、事務処理基準の徹底を再度指示することが必要である。具体的には、現金で収受した場合速やかに口座に入金することを徹底させること、さらに鍵の保管を徹底させること、一時的にでも現金で保管する場合保管の在り方を厳格に決めることなどを確認する必要がある。さらに、学校徴収金では、通常それぞれの会計について担当者1人が管理しているため内部けん制が働いていないので、内部統制を機能させるためにも会計責任者等による管理を徹底することが必要となる。なお、今回の事件発生後に、高校教育課は、2つの通知(平成28年11月25日及び12月27日)を発出し、金庫等の鍵の管理の徹底等を指導している。
指摘事項 Ⅲ-6	学校徴収金の事務処理の運用状況の確認について 事務処理基準は、現場における事務処理の指針であるが、基準の作成者である教育委員会としては、実際に運用されているかを確認する義務もあると思われる。今後、所管課は定期的に基準の運用状況を確認する必要がある。 高校教育課では、各地区ごとに各高校の事務長等に調査員を委嘱し、他校の私費会計の事務処理体制の調査を行っている。この点は評価できるものであることから、今後は、この調査が形式的なものとならないよう努力をすることが必要である。
意見 Ⅲ-18	学校徴収金の範囲の明確化について（部活動費について） 事務処理基準では、学校徴収金、団体徴収金の定義は記載されているが、具体的にどのような経費がこれに該当するかが明確になっていない。学校徴収金に含まれるかどうかが学校の責任の有無につながるようになることから、事務処理基準において、学校徴収金の対象範囲(団体徴収金についても)を明確にすることが必要である。また、部費についても、学校徴収金となる部費とならない部費の考え方を提示することは必要であろう。
意見 Ⅲ-19	3年共通費の精算方法について 3年次の学年共通費の精算の方法については、各学校によって処理の仕方が異なっていた(残金についてPTA会計へ組み入れをおこなう方法、残金について生徒会一般会計へ組み入れを行う方法など)。 どの方法が正しいという性質のものではないが、事務処理基準の中で、考え方を整理し、各高校の共通情報としての共有化を行うことも必要である。

意見 Ⅲ－20	学年共通費口座について 今回訪問した高等学校において、各学年会計の口座の考え方が3校とも違っていた。それぞれの利点があると思われるが、高校教育課としてはそれぞれの高等学校のやり方をまとめた上で、参考として各学校に提示することも、今後の事務の効率化のために検討しても良いと思われる。
意見 Ⅲ－21	決済性預金について ある高等学校において、学校徴収金の口座を決済性普通預金としていた。これは、預金リスクをさけるためである。通常の普通預金に変更しても利率は低いのであまり影響はない。また、決済性預金においては、口座名義単位で1千万円とその利息が保護されるが、学校徴収金の場合、口座は別々でもいずれも校長名義であるため保護対象の1千万円とその利息が各口座で通算されてしまう可能性がある。 しかしながら、少しでも利息が付くのであれば、以上の状況を加味しながら今後通常の普通預金への変更も検討する必要がある。

IV 保健体育課

1. 学校保健及び学校安全管理事業

指摘事項 IV-1	報告書の記載内容の具体化について 職員、生徒の健康診断に関する公益財団法人秋田県総合保健事業団との契約においては、「県立学校定期健康診断実施検査確認書」及び「集計表」が作成されているが、具体的な記載になっていない。学校ごとの実施日(実施期間)等、ある程度業務の実施内容がわかる程度に具体的な記載が必要である。
意見 IV-1	予定価格調書と見積書が同一日の場合について 今回の監査において確認した契約は、予定価格作成日、見積書入手日及び契約日が同日の平成 27 年 4 月 1 日となっていた。予定価格作成日と見積書入手日が同一では、どちらが早いかの判断が事後的に検証できない。したがって、予定価格作成日と見積書入手日が同一日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようにする必要がある。また、今後余裕のある契約事務が望まれる。
意見 IV-2	今後の職員、生徒の健康診断について 保健体育課で実施する健康診断の契約の範囲をどのようにするかについては、学校職員についても他の職員と同様福利課の事業とすることと、県立学校で括り保健体育課で一体的に実施することで、どちらが効率的かを検討しなければならない。契約の事務負担を考慮し 1 つの契約で行った上で予算を 2 つの課に分けることも可能である。 今後も、契約方法については検討を継続する必要がある。
意見 IV-3	競争性の確保について 健康診断で使用する 5 つの検診器具(歯鏡、探針、チェルマック舌圧子、鼻鏡、耳鏡)の業者選定においては、今後も競争性の確保に向けた努力が必要である。 検診器具の使用については、県内に営業所を有する 2 者に対して見積書の提出依頼を行っているが、1 者の辞退により鴻池メディカル(株)と随意契約を締結している。結果的に 1 者のみの見積書提出となることは仕方がないが、今後競争性の確保のためにも、複数者の見積書提出に向け努力することは必要である。

2. 学校保健及び学校給食管理事

意見 IV-4	予定価格調書と見積書が同一日の場合について 今回の監査において、確認した契約は、予定価格作成日、見積書入手日が同日となっていた。予定価格作成日と見積書入手日が同一では、どちらが早いかの判断が事後的に検証できない。したがって、予定価格作成日と見積書入手日が同一日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようにする必要があるほか、今後余裕のある契約事務が望まれる。さらには、年度途中の契約の場合、余裕のある事務手続きのもと、予定価格作成日は見積書入手日より前の日とすることが望ましい。
意見 IV-5	定時制高校の夜食に関する事業の見直しについて 学校保健・学校給食管理事業の需用費(554 千円)の一部は、秋田県の 6 定時制高校のうち、夜食の提供を実施している 3 校における有職生徒への食糧費(パン、米、牛乳)であるが、夜間授業のある 5 定時制高校のうち 3 高校のみが夜食を提供していること、夜食の内パン、米、牛乳のみを無償提供することの効果が不明確である。今後も事業の廃止も含めより効果の高い事業への内容の見直しを他県の状況などを踏まえ継続して検討する必要がある。
意見 IV-6	食材検査の実施の見直し（市事業への移譲も含め）について 県は安全・安心のための学校給食に関する事業として、5 か所 6 台の機器を使い県内の教育委施設等の食材検査を実施している。福島第一原発事故発生直後は、先駆的に実施する意味において市の施設も含め県下の施設をすべて県が実施することの意味はあった。しかしながら、今後は県立学校の比率が少ないことから、事業の一部を各市町村に移譲することを検討すべきである。

3. 体育振興推進事業費

意見 IV-7	高等学校運動部活動サポート事業補助金の上限について 本事業補助金の上限は、団体が 20 万円、個人が 10 万円となっている。しかしながら、本補助事業の目的は、インターハイ及び全国選抜大会における上位入賞数を増やすとともに、インターハイに出場する選手が大会において十分に実力を発揮して活躍できるように支援を行うことで、運動部活動の活力アップを図ることであり、その目的において団体成績で対象となったものと個人成績で対象となったもので差はない。よって、上限額を差別化しているが、本補助事業の目的においては両者を区別する意味が不明となっている。高等学校運動部活動サポート事業補助金の上限(団体 20 万円、個人 10 万円)を見直し、団体と個人の差をなくす必要があると考える。
------------	--

以 上